

# 総務省

2024 年 7 月号

Vol.283

## CONTENTS

- P.8 令和6年度「電波の日・情報通信月間」表彰が行われました
- P.9 熱中症から身を守りましょう！
- P.10 独立行政法人の取組事例  
～内部統制に関する事例～
- P.12 スマートフォンの活用方法が無料で学べる！  
デジタル活用支援の講習会を全国で実施しています
- P.14 満期を過ぎた簡易生命保険や  
支払開始となった年金保険はありませんか？
- P.15 地域 DX のヒント  
自治体情報システムの標準化

P.2 特集

# 令和6年 能登半島地震における 被災地での活動



特集

# 令和6年能登半島地震における被災地での活動

総務省では、令和6年能登半島地震の発災当初から、総務大臣を本部長とする非常事態災害対策本部を設置するとともに、現地対策本部において総務大臣政務官（副本部長）や総務省派遣職員が災害対応に当たったほか、大臣自ら現地に赴き、直接、金沢市消防局職員に激励を行うなど、被災地においても様々な活動、支援を行ってまいりました。今回の特集では、被災地での総務省職員の活動状況等を中心にご紹介します。



金沢市消防局職員に激励を行う松本総務大臣

## 緊急消防援助隊の活動状況

### 緊急消防援助隊とは

消防機関は、日頃は各地域で住民の安全・安心を守っていますが、大規模・特殊災害が発生し、被災地の消防機関だけで対応できない場合には、自治体の枠を超えて被災地に応援に駆けつけます。この応援部隊が「緊急消防援助隊」で、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害に対応するために創設されました。

平成7年6月に創設された緊急消防援助隊は、令和6年4月1日現在では全国720消防本部等から6,661隊が登録され、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備に取り組んできています。



大規模風水害などに対応する津波・大規模風水害対策車



迅速な情報収集・消防活動を行うヘリコプター



後方支援体制を確立する拠点機能形成車

緊急消防援助隊の装備の主なもの

### 令和6年能登半島地震における被災地での活動

総務省消防庁では、地震の規模や大津波警報の発令などの状況から甚大な被害が想定されたため、石川県知事からの出動要請を待たずに、発災20分後の16時30分に消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求めを行いました。1月1日から2日未明にかけて、合計18都府県に出動指示を行い、発災当初から約2,000名という大きな規模を出動させるなど、災害対応に万全を期したところです。

出動指示を受けた各府県の陸上部隊は2日朝までに石川県に集結しました。しかしながら、能登半島内の道路が一部使えない状況となっており、進出に困難が伴いました。このため、使用可能な道路を活用することに加え、自衛隊や海上保安庁の協力を得てヘリコプターや船舶で空路・海路からも災害現場に向かい、2日から順次救助活動を開始しました。

また、大型車両は通行できなくても普通車なら辿り着ける地域には、救急車などに隊員や資機材を載せて被災地に向かいました。

このように様々な手段を尽くして被災地に向かい、発災から72時間を迎える1月4日までは陸上部隊の約1,800人が輪島市、珠洲市、能登町などの被災地で活動したほか、航空部隊も救助活動を展開しました。

緊急消防援助隊は、厳寒期の過酷な環境の中、被災地で求められる様々な活動に取り組みました。

まずは、倒壊家屋からの救助・捜索活動です。余震が続き危険と隣り合わせの中、救助を待つ方を1人でも多く助けようと懸命に活動し、輪島市において、大阪府大隊により発災後72時間経過した要救助者を救助したほか、

珠洲市において、京都府大隊が警察やD-MATと連携し、発災後120時間以上経過した要救助者を救助しました。

また、ケガや避難所で体調を崩された方の救急搬送をサポートしたほか、孤立集落が発生していたためヘリコプターを活用して、住民の救助や物資搬送を行いました。

さらに、能登半島地震特有のものとして、ライフラインが安定した地域へ入院患者や高齢者を転院搬送する取組も緊急消防援助隊として担いました。その他、被災した奥能登広域圏事務組合消防本部の業務支援など、被災地の様々なニーズに応えた活動を行いました。

これらの活動により、3月15日までに把握している救助者数は295名、救急搬送者数は1,577名になります（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。）。



緊急消防援助隊による救助活動の様子



大阪府消防局 外前田隊長

私は大阪府大隊第1次派遣の大隊長として、大阪府内消防本部の消火隊、救助隊、救急隊など全52隊、消防職員約200名を率いて活動全体の指揮を執りました。

大阪府大隊は、発災当日に消防庁長官からの出動指示を受け即日、被災地に向け出発しました。

活動地として指定された輪島市への進出には、能登半島の地形的な特徴から、交通アクセスが限られるうえ、地震の影響により各所で地割れや道路陥没、落石等が発生し、車両の通行が困難な状況となっており非常に厳しい状況でしたが、一刻も早く、歩いてでも輪島に向かおうという思いで動きました。

大阪府大隊の統合機動部隊には特殊装備小隊（重機および重機搬送車）が編成されているため、重機を使用して道路啓開を行いながらじりじりと前進し、通常であれば1時間程度で移動できる所を9時間かけて、ようやく輪島市街地に到着することができました。

1月2日、奥能登広域圏事務組合消防本部輪島消防署に



道路状況と重機で啓開する様子（大阪府消防局提供）



海上保安庁の船舶による進出（第九管区海上保安本部提供）



病院からの転院搬送の様子

緊急消防援助隊は、2月21日まで52日間にわたって活動し、計21都府県から延べ約5万9千人が出動しました。これは期間、人員ともに東日本大震災に次いで2番目に大きな規模となりました。懸命の活動をされた隊員の皆さまに感謝申し上げます。

### 消防活動の概要

#### 【消火活動】

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

#### 【救助・捜索活動】

- 倒壊家具からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

#### 【救急活動】

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送

#### 【その他】

- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査



大阪府大隊の救助活動の様子（大阪市消防局提供）



到着しましたが、向かう道中、通信が途絶えていたため、こちらの状況を伝えることができず、現地の消防職員の方々からは、大阪府大隊の輪島入りは無理だろうと思われていたようです。そこへ、思いがけず大阪府大隊が到着したため、驚きをもって迎えられました。

輪島市内では、想像を絶するような悲惨な状況が広がっていました。被災地域が広大であるため、まずは倒壊した住宅内に要救助者がいないか、声かけでの検索活動を実施しました。反応があれば救助活動を行うローラー作戦で、まさに時間との戦いでした。こうした地道な活動により、倒壊した家屋の中に閉じ込められていた高齢女性を発見し、生存救出がなかったものと考えています。

大阪府大隊としての活動は、2月2日までの33日間、延べ1,500名を超える隊員によるものとなり、生存者2名を含む13名の救出、223名の救急搬送を実施しました。

多くの方の命や平穏な生活を一瞬にして奪い去った令和6年能登半島地震。改めて、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまの生活が一刻も早く復興されることを願っております。

# 応援職員の派遣

## 制度概要

応援職員の短期派遣については、大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして、平成30年3月に「応急対策職員派遣制度」を創設しました。

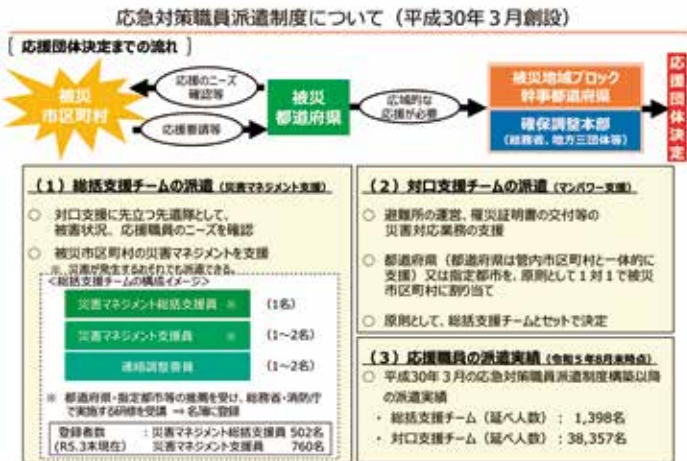
本制度に基づく応援職員の派遣の目的は2つあります。1つ目は、被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）です。これは、災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチームが、被災市区町村長の指揮の下、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するものです。2つ目は、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）です。これは、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務に係るマンパワー支援を行うものです。

なお、派遣元自治体が負担をする応援に要する経費については、特別交付税による措置を講じています。

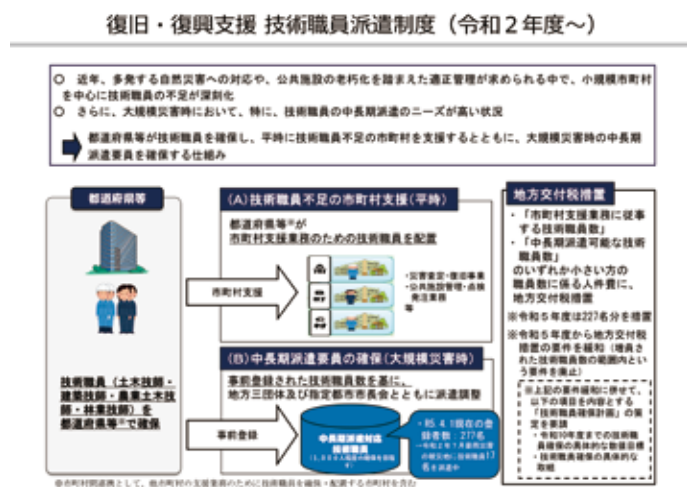
また、技術職員の中長期派遣については、南海トラフ地震や首都直下地震など今後の大規模災害に備えて、復旧・復興に必要な中長期派遣の要員を確保する「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」を令和2年度に創設し、登録された職員に係る人件費に対し地方交付税措置を講じています。

本制度においては、都道府県等が、あらかじめ中長期派遣要員として登録し、平時には、都道府県等が市町村支援業務のための技術職員を配置し、支援業務を実施することとしています。大規模災害が発生した場合には、地方三団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)、指定都市市長会と総務省で構成する「確保調整本部」を設置して中長期派遣調整の全体を総括するとともに、「中長期派遣可能な技術職員数」として都道府県等から報告された要員の派遣先を決定しています。

なお、一般事務職員等の中長期派遣についても、地方三団体等と連携し対応しています。



短期派遣について



中長期派遣について

## 令和6年能登半島地震における被災地での活動

被災自治体の行政への支援として総務省から、政府の現地対策本部や被災自治体に、総務大臣政務官や総務省幹部を含む職員を派遣しました。

また、発災直後から被災地と連絡をとり、災害マネジメントを支援する総括支援チームが迅速に現地に入り、その後対口支援として全国の地方公共団体から応援職員が派遣され、避難所運営や罹災証明書交付業務等を担いました。ピーク時の1月26日には、1日当たり、実に1,263名の職員が現地で活動しました。

また、復旧・復興に向け、技術職員を含めた中長期的な支援も進めており、令和6年4月現在、市町村からの159名の技術職員の要望に対し、当該制度を活用するとともに、指定都市、中核市等からも派遣いただき、全て充足し、118名の一般事務職員等の要望に対し、92名を充足しているところです。



## 応援派遣職員インタビュー

# 全国からの熱い支援と総務省の行政力を生かし被災自治体を支える

能登半島地震の発生直後に被災自治体を支援するため現地に入り、総括支援や対口支援のチームなどと災害対応にあたった3人の職員に、現地で取り組んだこと、感じたことを聞きました。

——派遣先ではどのような業務に従事したのですか。

**東高士参事官（以下、東）** 私は1月1日付で消防庁に異動したのですが、ちょうどそのタイミングで地震が起き、輪島市の皆さんのサポートにあたることになり、4日に現地に入りました。業務は時間を追って変化しました。当初、ヘリコプターによる救助などの孤立集落対策があり、これと並行して被災者の市外への避難を促進し、続いて仮設住宅を建設するための土地の確保などに取り組みました。これらの支援を進めていく上で、総括支援チームは災害現場の経験者が多くて頼りになり、また対口支援ではプッシュ型に近い方たちでどんどんマンパワーを送り込んでいただき、大変助かりました。

**水谷健一郎課長補佐（以下、水谷）** 帰省中の3日に総務省から連絡があり、重要な任務を与えられたと気を引き締め、珠洲市に向かいました。私は令和3年の静岡県熱



自治財政局地方債課  
みずたに けんいちろう  
水谷 健一郎 課長補佐

海市の土石流災害のとき、内閣官房にいて情報収集にあたった経験はあるのですが、現地での災害対応は初めてです。市役所の庁舎に行くと、国のリエゾンや対口支援のチームがバラバラに活動している状態でしたから、

まずは情報共有のための会議を設けることにして、自衛隊や警察、消防、市の幹部、国や対口支援の職員が毎日、朝夕に集まり、課題を吸い上げ、市長のご判断に役立てる仕組みとしました。

**宮崎正志課長補佐（以下、宮崎）** 私は能登町長の災害マネジメント全般をサポートするよう指示され、1月10日に能登町に向かいました。現地で感じたのは、能登町も被害が大きいかかわらず、報道等では他市がクローズアップされがちだったことです。能登町のプレゼンスを埋もれさせないよう、町長が口にはされる何気ない言葉を問題意識としてすくい上げ、県の災害対策本部員会議やマスコミ対応等における町長の発信をサポートすることを意識しました。加えて、意識したのが町役場の職員の心身の健康です。職員自身、多大なストレスを受けている被災者であるにもかかわらず、役場で働きながら避難所のリーダー役まで引き受ける方が多くいましたが、



消防庁  
国民保護・防災部  
あずま たかし  
東 高士 参事官

過労で倒れてしまわないよう、町職員と対口支援職員の役割分担を調整しました。また、国や県との調整に際しても、常に町の立場に立って寄り添うことを心がけました。

——派遣期間にどのようなことを感じましたか。

**水谷** 「困ったことがあれば、何でも言ってこい」とおっしゃってくださった総務省の諸先輩の存在が心強く、ありがたかったです。国のあらゆる制度に精通する先輩、被災地での対応を経験された先輩から先を見越した的確な助言をいただき、総務省の総合行政力を改めて認識しました。

**宮崎** 被災地でも地方自治や行政管理、情報通信など総務省の各所管分野の力が発揮されたと感じています。通信の復旧に向けた総務省リエゾンの対応は親身でスピーディだと感じましたし、行政相談会も開催して頂きました。全国から集結した緊急消防援助隊の規模の大きさを目の当たりにし、大変心強く感じました。

**東** 今回、市外への二次避難を行いました。これを実現するには石川県にバスなどの移動手段や避難先となる宿泊施設の手配を依頼する必要があり、県の交通政策課や観光戦略推進部、危機管理監室など多くの部署とやり取りしました。その際、私は石川県に出向した経験があり、県幹部の皆さんと直接つながれたこともあって、国、県、市の組織を縦横に結びつける接着剤の役割を果たせたと思っています。こうした新たな対応のノウハウが今後の災害対応に生かされると良いと思っています。



自治財政局交付税課  
みやざき まさし  
宮崎 正志 課長補佐

# 通信・放送インフラの復旧

## 通信インフラ（携帯電話）の復旧に向けた活動

ライフラインである通信に関しては、携帯電話について、官民が連携した移動電源車や可搬型基地局の設置等により、1月中旬に一部の立入困難地点を除き、応急復旧が概ね終了しました。その後も復旧の取組を継続し、6月時点では基地局のおよそ97%が本格復旧しており、被災地域全般にわたる本格復旧に向けて、取組を進めています。

また、携帯電話や光ファイバが復旧するまでの間、衛星インターネット、無料Wi-Fi、特設公衆電話や災害伝言サービスなどの提供により、避難所や自治体等の通信を確保しました。



船上基地局（左・NTTドコモ提供）と衛星インターネット「Starlink」（右・KDDI提供）



ケーブル断線の様子（能越ケーブルネット（株）提供）



## 放送インフラ（地上波・ケーブルテレビ）の復旧に向けた活動

放送は、被災者に正確な情報を届ける手段として重要なものですが、地震により大きな影響を受けました。

地上波テレビ・ラジオについて、地震直後からの停電が長期化したことで予備電源設備の燃料が枯渇による停波のおそれがありましたが、一部を除き、自衛隊等の協力を得て燃料補給を行うことにより、放送を継続し、1月24日までに全て復旧しています。また、避難所に対してテレビやアンテナを設置、ラジオ受信機を配布する等、信頼ある情報を届けるために官民連携して対応しています。

また、被災地となった能登地域はケーブルテレビの依存度が高い地域であり、土砂崩れによるケーブル網の断線等、広範囲で地震による影響が生じました。ケーブルテレビの迅速な復旧に向けて、事業者団体とも連携しながら、支援に取り組んでおります。



避難所へのテレビ・アンテナの設置（輪島市東陽中学校）の様子（第24回デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会配付資料より）

# 行政相談

## 被災地における行政相談の活動状況

令和6年能登半島地震の発生を受け、行政相談では、被災者への支援メニューの情報提供、関係機関と連携して被災者の困りごとの解決を図る特別行政相談等を行っています。

本稿では、これらの取組についてご紹介します。

行政相談における主な取組の1つ目として、市町の支援メニューの内容や相談窓口等、生活支援情報をまとめたガイドブックを市町や避難所に配布しています。



※令和6年1月10日から被災者に提供開始

最新のガイドブックはこちらから



2つ目は、災害専用フリーダイヤルの開設です。石川県全域を対象として、被災された皆さまへ、どのような支援策があるか、どこに相談したらよいかなどのご相談に対応しています。直接お答えできない場合でも、支援措置を講じている関係機関などと協力して、情報を提供しています。

3つ目は、関係機関が一堂に会してワンストップで相



特別行政相談所（小松市）で被災者の方のお困りごとに寄り添う行政相談委員（右側3名）

談対応する特別行政相談所の開設です。市町をはじめとする関係行政機関や行政書士等と連携して、申請から受付までその場でできるよう取り組む相談所を、避難所等で開設しています。例えば、罹災証明書や被災した車の永久抹消登録について、行政書士が申請書作成を代行し、関係行政機関がその場で申請書の受理を行うなどの取組を行っています。

こうした取組を通じて、現場で把握したニーズや被災された方から汲み取った困りごとについては、内容に応じて適宜、関係機関に情報提供・調整するなど、解決に向けた活動を展開しています。また、全国的にこのような取組例を共有し、緊急時にも迅速に現場のニーズや困りごとを把握し、解決を図っていくような取組を、今後も継続してまいります。



総合通信基盤局電気通信技術システム課長  
五十嵐 大和

### ■ 現地で活動した職員インタビュー①

私は、総務省リエゾン第一陣として1月2日の昼に石川県庁に入り、交代要員到着までのおよそ十日間、県庁、被災自治体、内閣府防災担当、他省庁リエゾン、そして、携帯電話事業者など通信事業者、放送事業者などと絶え間なく、お互い惜しみなく協力し合いました。毎日、避難所における通信環境の早期改善を求める痛切な声が届きます。連絡ができて心細い思いをしている被災者がいる、通信をこれほどまでに必要としている人がいる——一刻も早い復旧のために自分はこの瞬間何ができるのか——。通信技術を社会に生かす仕事をしたいと入省した私は、かつてないほどの使命感と緊張感を覚えながら、省を超えた仲間と懸命に知恵を絞り、県庁内を走り回りました。

道路の寸断や停電の情報などとともに、通信設備のバッテリーや燃料の枯渇、光ファイバの断線や焼失といった困難な情報が容赦なく寄せられます。しかし、日進月歩の通信技術、今回は多数の人工衛星を活用する全く新しい通信技術が登場しており、応急復旧で威力を発揮しました。自分のスマホが使えると喜んでもらえ、私も貢献できて良かったと心から感じたものです。

自然災害をなくすことは難しいでしょう。災害に備え、これからも優れた技術の研究開発に取り組み、社会実装を進めていくことが肝要です。元日夜に鳴った上司からの一本の電話から、初心にかえり決意を新たにした入省25年目の年明けでした。



情報流通行政局地上放送課課長補佐  
矢野 圭

### ■ 現地で活動した職員インタビュー②

石川県庁に政府が設置した現地対策本部に1月4日から派遣されておりました。派遣された当初、地震により電力断による輪島中継局の運用継続が課題となっていました。現地対策本部は、石川県庁のほか、各省庁から応援職員が派遣されており、応援職員等から協力を得て、自衛隊のヘリコプターを活用した予備電源設備への燃料補給ミッションを実施する

ことができました。天候の影響により、何度かヘリコプターが飛行できない状況が続きましたが、1月8日に燃料補給が成功し、その報告を聞き、放送が継続できたときの感動はひとしおでした。

今回の震災を経て、正確な情報を伝えることの重要性を改めて認識し、その確保のために多くの人が尽力したことを胸に刻み、業務に取り組んでまいります。



石川行政評価事務所行政相談課長  
室屋 圭亮

### ■ 現地で活動した職員インタビュー

元日の発災直後から特別行政相談活動の準備等を行い、本省、中部管区行政評価局をはじめ、全国の職員の支援を受け、1月第2週目にガイドブック配布やフリーダイヤルによる電話相談を開始、また、第3週目以降は特別



特別行政相談所の様子（能登町）

行政相談所の開設（5月28日現在、石川県下全19市町の72か所）や能動的行政相談活動（避難所等を訪問し管理者等の声・悩みを聴く活動、約80か所）を実施しています。被災された方と接して思うのは、悩みが明確な方は少なく、話をするうちに整理されていく方が多いということです。電気・ガス・水道・道路等のインフラは復旧してきていますが、被災された一人ひとりに目を向けると、罹災証明書の二次調査や再調査を申請中で被害の程度が確定していないため受けられる生活再建支援策等の内容も定まらないなど、今後の見通しが立たないという方がまだまだいらっしゃいます。また、建設が進む仮設住宅へ県内外の2次避難先などから入居される方も増えていくものと考えられます。こうした方々からの相談も見込まれることから、これからも奥能登地域を中心として息長く行政相談活動を行い、被災された方を支援していくことが重要だと感じています。

# 令和6年度「電波の日・情報通信月間」表彰が行われました

6月1日は「電波の日」です。また、毎年5月15日から6月15日は「情報通信月間」です。

総務省および情報通信月間推進協議会では、6月

3日(月)に電波利用または情報通信の発展に貢献した個人・団体への表彰を行いました。



記念中央式典の様子



表彰状授与の様子

## 「電波の日」総務大臣表彰(個人5件・団体1件)(敬称略)

### (個人)

- ・阿部 宗男 (アジア太平洋電気通信共同体 2023年世界無線通信会議準備会合副議長 元三菱電機株式会社 社会システム事業本部 通信システム事業部 技術統括)
- ・牛島 和夫 (九州大学 名誉教授 九州受信環境クリーン協議会 会長)
- ・笠貫 宏 (早稲田大学 参与 早稲田大学医療レギュラトリーサイエンス研究所 顧問)
- ・兼松 由理子 (桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー)
- ・草野 完也 (名古屋大学 宇宙地球環境研究所 教授)

### (団体)

- ・一般社団法人 日本CATV技術協会 総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター

## 「情報通信月間」総務大臣表彰(個人7件・団体3件)(敬称略)

### (個人)

- ・浅見 洋 (KDDI株式会社 北海道総支社 管理部 専任課長)
- ・小塚 莊一郎 (学習院大学 法学部 教授)
- ・穴戸 常寿 (東京大学大学院 法学政治学専攻 教授)
- ・鈴木 邦治 (地域情報化アドバイザー (前 一般社団法人 頑張る地域支援し隊 代表理事))
- ・平野 晋 (中央大学 国際情報学部 学部長・教授)
- ・松尾 豊 (東京大学大学院 工学系研究科 教授)
- ・森井 昌克 (神戸大学大学院 名誉教授・特命教授)

### (団体)

- ・岩見沢市
- ・公益財団法人 電気通信普及財団
- ・一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

## 情報通信月間推進協議会会長表彰(敬称略)

### 志田林三郎賞(1件)

#### (個人)

- ・太田 香 (室蘭工業大学 教授 コンピュータ科学センター長)

### 情報通信功績賞(個人4件)

#### (個人)

- ・新 博行 (株式会社NTTドコモ 電波企画室 無線標準化推進担当部長)
- ・江間 有沙 (東京大学 国際高等研究所東京カレッジ 准教授)
- ・園田 道夫 (国立研究開発法人情報通信研究機構 サイバーセキュリティ研究所 ナショナルサイバートレーニングセンター センター長)
- ・安田 孝美 (名古屋大学大学院 情報学研究科 教授)

# 熱中症から身を守りましょう!



全国では毎年、非常に多くの方が熱中症により救急搬送されています。昨年は、5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の合計が9万1,467人となり、平成20年の調査開始以降2番目に多い搬送人員となりました。非常に厳しい暑さが長期間にわたって続き、5月から7月および9月がそれぞれの月で過去2番目、8月が過去3番目の多さとなりました。

熱中症は、正しい知識を身につけることで未然に防ぐことができます。適切なエアコンの使用や、こ

まめな水分補給、日傘や帽子を活用するなどして、一人一人が熱中症予防を心がけていただくようお願いいたします。

令和6年4月24日から、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。熱中症特別警戒アラートの発表地域では、自発的な熱中症予防行動を積極的に行っていただくとともに、家族や周囲の方々への見守りや声かけなどを行ってください。

## 熱中症とは

熱中症は、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、立ちくらみ、頭痛、吐き気、ひどいときには、けいれんや意識をなくすなど、様々な障害をおこす症状のことをいい、最悪の場合は死に至ることがあります。

## 熱中症から身を守るために心がけること

熱中症は、正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことが可能です。本格的な夏が始まりますので、熱中症の予防にご協力をお願いします。



暑さを避けよう



水分補給を!

バランスのよい食事  
で体調をととのえよう



## 子ども・高齢者は特に注意が必要です!

### 子どもは...

#### ① 大人ほど暑さに強くありません

汗をかくなどの体温調節機能が未発達のため、体に熱がこもりやすくなります。

#### ② 自分では熱中症の予防を行えません

体に異変が起きても気づかないことがあるため、周囲の大人が気にかける必要があります。



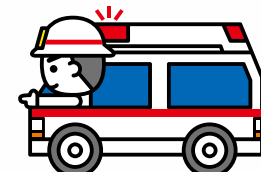
### 高齢者は...

#### ① 体内の水分が不足しがちです

若年者に比べ体内の水分量が少ないため、こまめに水分補給を行う必要があります。

② 暑さに対する感覚機能が低下しています  
加齢により、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなります。

③ 暑さに対する体の調整機能が低下します  
高齢者は体に熱がたまりやすく、暑いときには若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。



## お問い合わせ先

熱中症情報  
ホームページ



救急お役立ち  
ポータルサイト



# 独立行政法人の取組事例 ～内部統制に関する事例～

**独立行政法人評価制度委員会**は、各府省の大臣が策定する独立行政法人の目標や業績の評価をチェックする重要な役割を担っています。こうした目標や評価の点検を通じて、各主務省・法人の取組を横断的に把握することができます。

そこで、同委員会は、独立行政法人の業務運営の参考にできるよう、各法人に共通して適用可能な取組事例を積極的に収集および展開しています。

ここからは、令和6年4月15日に開催された独立行政法人評価制度委員会において共有した、内部統制に関する独立行政法人の取組事例をご紹介します。

## 1. 統計センター ……内部統制の充実・強化を通じて、職員の意識醸成を図っている事例

### ● 背景

常に正確で信頼できる統計データを作成し、国民生活の向上と社会経済の発展に貢献するという統計センターの基本的使命を果たすため、理事長のリーダーシップを十分に発揮できるよう、内部統制の充実・強化を図ることが必要

### ● 主な取組

#### ① 佐伯理事長等からのメッセージの発信

法人ミッションの周知徹底を図るため、法人を取り巻く状況や課題に関する役員を考えを、**全職員に向けて毎月発信**

#### ② ミッションの達成を阻害するリスクを2つに分類・管理

- 法人の業務運営上、特にリスクの発生を抑制する必要があるものを**重点管理項目**として、**理事長をトップとする内部統制委員会**で、重点的にモニタリング
- 上記以外のリスクは、**日常管理項目**として、各課室でモニタリング

#### ③ 内部統制推進月間（毎年10～11月）の設定

- 全役職員を対象に、内部統制に関するeラーニングを実施
- ②のリスク管理状況のモニタリングなどを実施

### ● 取組の効果・今後の展望

- ▶組織運営に関する職員の理解が深まり、**トップマネジメントを発揮できる環境が整備された**
- ▶一層の好循環を目指すため、経営理念に「全ての職員が成長でき、ここで働いてよかったと思える、すばらしい組織を追求」する旨を追加（令和6年度から施行）し、今後も取組を継続



佐伯修司理事長



役員による職場巡回の様子

内部統制とは、独立行政法人の業務の適正を確保するための仕組みであり、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため必要となるものです。

今回ご紹介するのは、①**統計センター**（常勤職員数：約600名）と、②**教職員支援機構**（常勤職員数：約40名）の事例です。

いずれも、理事長によるトップマネジメントを中心に、内部統制の充実・強化を図った事例です。これをご覧になって、さらなる取組のきっかけとなれば幸いです。

## 2. 教職員支援機構（NITS） ……理事長による日常的モニタリングを通じた内部統制の強化に取り組んでいる事例

### ● 背景

- 教職員支援機構（NITS）のミッションは、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員研修をはじめとした教職員の資質向上に寄与する取組を行うこと
- 当該ミッション達成のためには、役職員各層にミッションを浸透させることが必要

### ● 主な取組

#### ① 荒瀬理事長によるミッションの浸透

- NITSの行動規範を改正し、風通しのよい組織作りを具現化
- 理事長自らが全国の教育委員会を行脚し**、NITSのミッションなどを説明。これにより、**ミッションを理解した出向者の受入れ**を実現
- 全役職員が参加する「**NITS会議**」を定期開催し、組織全体でミッション達成しようという姿勢を醸成



#### ② 荒瀬理事長による積極的な日常的モニタリング

- 理事長が1日に数回、執務室を訪れ、職員とのフラットな対話を通じて、職員の近況や業務状況を把握
- 令和3年度から毎年度、出向者、新規採用者、プロパー職員それぞれを4～5人のグループとし、理事長自身がファシリテートする形で意見交換を実施



荒瀬克己理事長

#### ③ ミッションの達成を阻害するリスクの管理

- 民間企業の取締役経験のある監事から助言を受けつつ、業務フロー図の作成と併せて「**リスク対応計画**」を策定。毎年度、同計画に基づくリスク概要を転入者を含め把握することで、危機管理意識を醸成

### ● 取組の効果・今後の展望

- ▶組織基盤が確かなものとなり、**職員一人一人が動きやすい職場づくり**につながった
- ▶**双方向のコミュニケーション**のさらなる活発化に向けて、今後も取組を継続



法人の取組事例（詳細）の紹介（総務省 HP）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/dokuritu/02gyokan01\\_04000291.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/dokuritu/02gyokan01_04000291.html)



# スマートフォンの活用方法が無料で学べる！ デジタル活用支援の講習会を 全国で実施しています

## 「デジタル活用支援推進事業」とは？

総務省では、民間企業や地方公共団体などと連携し、あらゆる世代の方々のデジタル活用を支援するため、令和3年6月から、身近な場所で、スマートフォンを利用したオンライン行政手続き等について学べる**無料のスマホ講習会**を全国で実施しています。

講習会では総務省指定の研修を受けた講師が丁寧に説明します。また、講習会はどなたでも、何度でも受講できます。

デジタルの活用方法を学び、自分に合ったサービスを見つけることで、より便利で豊かな生活を送ることができます。デジタル活用に不安のある方ご本人だけではなく、ご家族やご友人のなかで「デジタル活用をはじめたい」とお考えの方がおられましたら、周囲の皆さまも受

講のご予約をお手伝いいただく等、積極的な応援やあと押しをお願いいたします。

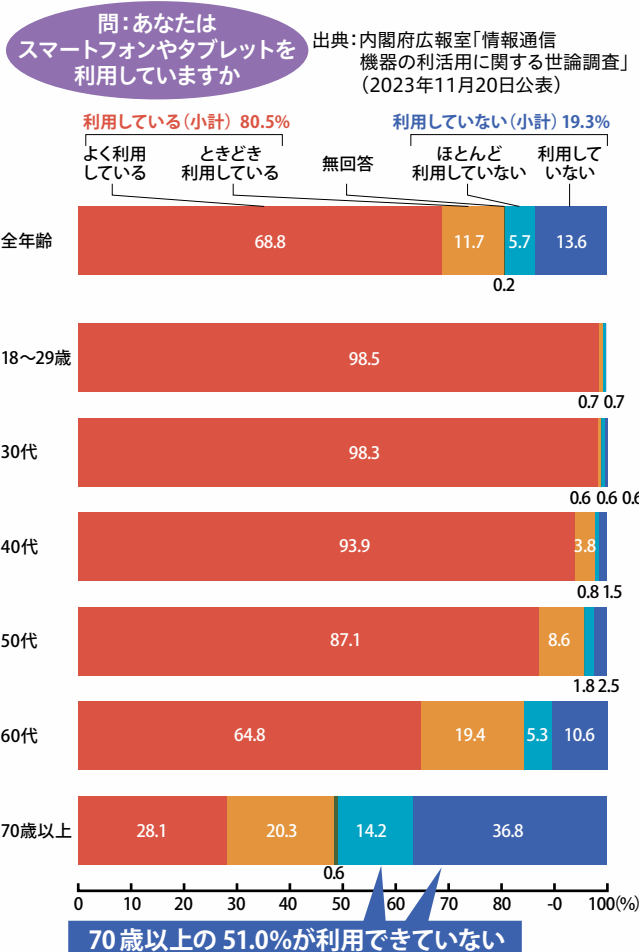
※デジタル活用支援講習会では、下記ロゴマークが掲載されたポスター等を設置して実施しています。



## 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」

令和5年11月に公表された内閣府の世論調査では、70歳以上の方の51.0%がスマートフォン等を利用できていないと回答しており、年齢が上がるにつれてスマートフォンなどのデジタル機器を活用できていないことが分かります。

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差のことは、「デジタル格差」や「デジタル・デバイド」と呼ばれています。国ではデジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すため、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というテーマを掲げています。そんな中、総務省では高齢者等のデジタルに不慣れな方々がデジタル活用の恩恵を受け、いきいきとより豊かな生活を送ることができるようにするため、デジタル活用支援推進事業を行っています。



## 講習会で何が学べるの？

講習会では、基本的なスマートフォンの使い方から、応用的なオンライン行政手続きの利用方法まで、さまざまな講座を実施しています。講座の内容は、講習会を実施する団体によって異なります。全国の携帯ショップなどを中心とした「全国展開型」の団体では、スマートフォンの活用についてもう一步踏み込んだ「応用講座」を取り扱います。

また、地方公共団体と連携した企業などを中心とした「地域連携型」と「講師派遣型」の団体では「応用講座」に加え、電源の入れ方やインターネットの使い方等、基本的な操作方法を含めた「基本講座」も取り扱います。詳しくは、右記の講座の種類をご覧ください。

なお、「地域連携型」の団体では、携帯ショップのない地域を対象として事業を実施します。加えて、「地域連携型」については、昨年度と同様に公民館等で対面形式にて講習会を実施するほか、今年度から公民館や郵便局等の公共的な施設にPCやタブレットを設置してオンライン形式で講習会を行うこととしており、全国における講習会の実施を強力に推進しております。

また、デジタル活用支援のポータルサイトに、各講座の教材を掲載しているほか、内容を解説する動画を掲載しています。この動画を見ることで、ご自宅でも講習会の内容を復習することができます。

## 講習会に参加するには？

デジタル活用支援の講習会は、**無料で、どなたでも受講することができます**。参加を希望される方は、以下の手順で、講習会にお申し込みください。

- まず、お近くで開催している講習会を確認します。下記お問い合わせ先にお電話いただくか、デジタル活用支援のポータルサイトから、お近くで開催している講習会の申込窓口をご確認ください。ポータルサイトでは、地域ごとに、開催している講習会情報や申込窓口の連絡先を検索することができます。
- 次に、講習会の申込窓口へ直接、「デジタル活用支援」の講習会に参加したいとお申し込みください。

### お問い合わせ先

【デジタル活用支援の講習会情報に関する連絡先】  
デロイト・トーマツテレワークセンター株式会社（執行団体）  
電話：03-6628-4343  
Email: info-r6@ml.digi-katsu.go.jp

|      | 応用講座                                                                                 | 基本講座                                                             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 実施講座 | ① マイナポータルを活用しよう                                                                      | ① 電源の入れ方、ボタン操作の仕方を知ろう                                            |
|      | ② スマートフォンでマイナンバーカードを申請しよう                                                            | ② 電話、カメラを使おう                                                     |
|      | ③ スマートフォン用電子証明書をスマートフォンに搭載しよう                                                        | ③ 新しくアプリをインストールしてみよう                                             |
|      | ④ マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録しよう                                               | ④ インターネットを使ってみよう                                                 |
|      | ⑤ スマートフォンで確定申告(e-Tax)をしよう                                                            | ⑤ メールをしてみよう                                                      |
|      | ⑥ オンライン診療を使ってみよう                                                                     | ⑥ 地図アプリを使おう                                                      |
|      | ⑦ 全国版救急受診アプリ(Q助)で病気やけがの緊急度を判定しよう                                                     | ⑦ メッセージアプリを使おう                                                   |
|      | ⑧ FUN+WALKアプリを使って楽しく歩こう                                                              | ⑧ スマートフォンを安全に使うための基本的なポイントを知ろう                                   |
|      | ⑨ ハザードマップポータルサイトで様々な災害のリスクを確認しよう                                                     | ⑨ オンライン会議アプリを使ってみよう                                              |
|      | ⑩ 浸水ナビを使って水害シミュレーションを見てみよう                                                           | 等                                                                |
|      | ⑪ 地理院地図を使って身近な土地の情報を知ろう                                                              |                                                                  |
|      | ⑫ デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう                                                  |                                                                  |
|      | ⑬ スマートフォンで年金の情報を確認しよう(ねんきんネット)                                                       |                                                                  |
|      | ⑭ SH"U"Nプロジェクトアプリで水産資源への理解を深めよう                                                      |                                                                  |
|      | ⑮ 地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法                                                          |                                                                  |
|      | ⑯ 地域におけるオンライン行政手続の実施方法                                                               |                                                                  |
| 実施場所 | 携帯ショップ、地域の公民館等                                                                       | 地域の公民館等                                                          |
| 実施団体 | 全国展開型事業者(携帯キャリア)<br>地域連携型事業者(携帯キャリア、地域のICT企業や社会福祉協議会等)<br>講師派遣型事業者(携帯キャリア、地域のICT企業等) | 地域連携型事業者(携帯キャリア、地域のICT企業や社会福祉協議会等)<br>講師派遣型事業者(携帯キャリア、地域のICT企業等) |

※取り扱う講座は、講習会の実施場所または講習会の実施団体ごとに異なります。受講をお考えの場合は、事前にお電話にて確認の上お申し込みください。

(3) 当日、無料でご参加ください。講習会によっては、必要な持ち物をご案内されるものもありますので、お申し込み時などにご確認ください。



講習会の様子

こちらからデジタル活用支援講習会の検索ができます。  
【デジタル活用支援 ポータルサイト】  
<https://www.digi-katsu.go.jp/>



# 満期を過ぎた簡易生命保険や 支払開始となった 年金保険はありませんか？

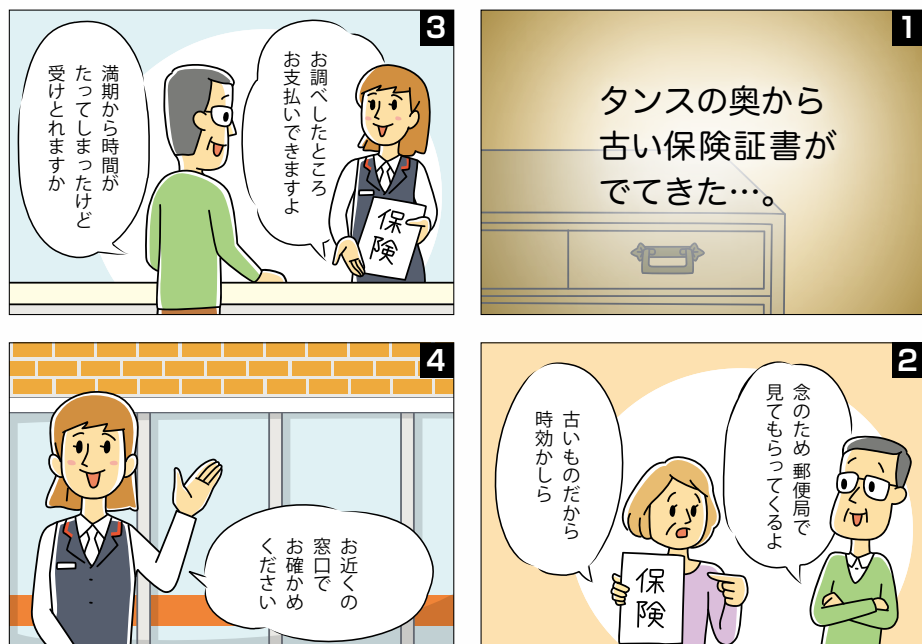
民営化前の簡易生命保険について、保険金等をお受け取りいただいていないお客さまに「保険金等支払案内書」の送付に加え、郵便局員等による手続案内、かんぽ生命による電話連絡等により、できるだけ早くお受け取りいただくようご案内しておりますが、**まだお受け取りいただいていない保険金等があります。**

ぜひ、この機会に保険証書をご確認の上、ご請求

手続きをお願いします。

また、**お引越し等に伴う住所変更のお手続きがされていないと、重要なお知らせをお届けできないことがあります。**

インターネット（かんぽ生命ウェブサイトのマイページやメールオーダー（郵送））またはお近くの郵便局で住所や電話番号の変更のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。



## いま一度、保険証書をご確認ください



※郵政博物館提供

お問い合わせ先は、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店、またはかんぽコールセンターまで

- かんぽコールセンター 0120-552-950（通話料無料）
- ご高齢のお客さま専用コールセンター 0120-744-552（通話料無料）

受付時間（平日/9:00～21:00、土・日・休日/9:00～17:00 ※1月1日～3日を除きます）

※「保険証書」や「ご契約内容のお知らせ」により、契約内容・保障内容等をご確認ください。  
※個人情報保護のため、契約者などご本人さまからのお電話をお願いいたします。

- 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構  
[https://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent\\_kampo.html](https://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent_kampo.html)



※民営化前の簡易生命保険契約に基づく保険金等の支払については、民営化後も政府保証が継続しています。



## 自治体情報システムの標準化

地域DXのヒント第4回は、自治体情報システムの標準化について解説します。

令和3年に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、自治体は、原則として令和7年度までに、住民基本台帳、個人住民税などの20業務の情報システムを標準化基準に適合した標準準拠システムへ移行することが定められています。人口減少社会において、制度改革に伴うシステム改修を個別団体が独自

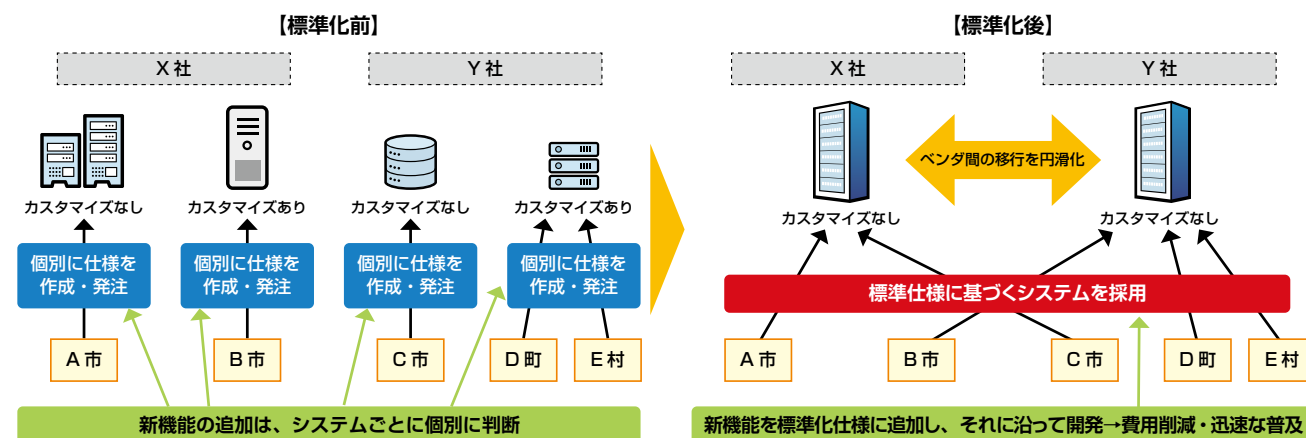
に発注する人的負担を減らすとともに、システムの共同利用や機能・データに係る標準の策定を通じたベンダロックイン防止等による効率化を図り、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指しています。

総務省では、自治体が標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行することができるよう、移行経費に対する財政支援として、令和5年

度補正予算で5,163億円を追加計上しており、総額は6,988億円となっています。

加えて、具体的な移行工程などを整理した移行手順書の提供、自治体に対して無償で標準化の専門アドバイザー派遣などの取組を行っています。

円滑かつ安全な移行を目指し、自治体の実情やご意見を丁寧に向いながら、自治体の取組を支援していきます。



## 編集後記

editorial note

7月号をお読みいただきありがとうございます。

総務省のキャッチフレーズが暮らしの中に総務省というのをご存じでしょうか？総務省は平成13年1月に総務庁、自治省、郵政省の3つの省庁が再編成されてできた省です。「国民生活を支えている役所」「暮らしに直結する仕事を幅広く担当する役所」とい

うメッセージを込めて、このキャッチフレーズを掲げていますが、私たちの業務は行政運営の改善、地方行財政、選挙、消防防災、情報通信、郵政行政など多岐にわたっており、「名前から何をしているのか分からない」ともよく言われます。

広報誌では毎年掲載する政策もあれば、その時に皆様にお知らせ

したい政策も掲載しております。記事から皆様の「暮らしの中」にある総務省を見つけていただき、「何をしているのか分からない」から、「意外と身近」だと感じていただければいいと思います。

末尾になりましたが、今回ご協力いただきました皆様には心より感謝申し上げます。

（広報室 C.H）

● 広報誌「総務省」についてのご意見・ご要望は、電子メールでお寄せください

MAIL ▶ [kohoshi@soumu.go.jp](mailto:kohoshi@soumu.go.jp)

# ひとがふるさと。

夢や希望や未来。

そのはじまりにあるのは新しい出会いです。

「ここ」から動き出せば、

「ここ」では会えないひととつながり

「ここ」では見つからない時間が動き出す。

どこかにきっと、ふるさとのように

あなたをやさしく迎えてくれるひとがいる。

どこかにきっと、ふるさとのように

あなたを力強く励ましてくれるひとがいる。

いつだって、ひとはひとからはじまる。

だから、会いに行く。



ひととひとがつながれば、きっと、あなたとあしたがつながる。

地方で働き収入を得る

期間は2週間から1ヶ月程度

地域住民との交流

旅では味わえない感動

全国の「ふるさとワーホリ」のお仕事情報や  
説明会の最新情報はこちら！

ふるさとワーキングホリデー

検索

<https://furusato-work.jp>



総務省